

平成30年度事業計画

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（以下「JWセンター」という。）は、産業廃棄物の適正処理の推進と循環型社会の形成を目指して、電子マニフェスト事業及び教育研修事業の安定的運営と社会的ニーズに即応した積極的な事業展開を推進するとともに、感染性廃棄物容器評価事業、調査事業、国際事業、広報事業等の各種事業を実施する。

I 電子マニフェスト事業

「電子マニフェスト事業中期計画（第7次：平成30～32年度）」に基づき、引き続き、普及の促進並びにシステムの安定運用と利便性の向上を図るとともに、電子マニフェスト情報の有効活用に向けた取組みを積極的に展開する。

1. 平成30年度電子マニフェスト普及見通し

区分 年度	加入者数							マニフェスト 年間登録件数 (電子化率)(※)
	排出事業者				収集運搬 業者	処分 業者	合計	
	A料金	B料金	C料金	計				
平成29年度 実績見込み	3,500	21,000	138,000	162,500	18,200	8,500	189,200	26,700,000 (53%)
平成30年度 見通し	3,700	21,700	159,600	185,000	19,300	8,800	213,100	28,500,000 (57%)

(※) 年間総マニフェスト数を5,000万として電子化率を算出

2. 電子マニフェストの普及促進

電子マニフェストの一層の普及拡大を図るため、地方公共団体、（公社）全国産業廃棄物連合会（平成30年4月1日付、全国産業資源循環連合会。以下同じ。）及び各都道府県産業廃棄物協会、関係業界団体等と連携して以下の事業を実施する。

(1) 重点普及対象への普及活動

- 1) 特別管理産業廃棄物の多量排出事業者に対する電子マニフェストの義務化に適切に対応するとともに、マニフェスト利用件数の多い排出事業者への普及促進を図る。
- 2) 関係業界団体等と連携し、フランチャイズチェーン店等の少量排出事業者への普及促進を図るとともに、フランチャイズ本部等への加入の働きかけを強化する。
- 3) 国、地方公共団体等の行政機関に対しては、環境省と連携し、産業廃棄物の処理に係る契約において、電子マニフェストの利用と環境配慮契約法の推進を要請し、電子マニフェストの加入の促進を図る。

(2) 電子マニフェスト導入説明会

国、地方公共団体、関係業界団体等と連携して、全国的な電子マニフェスト導入説明会（導入実務研修会、操作体験セミナー）を開催する。

(3) 加入者サポート

電子マニフェストを円滑に導入・利用していただくため、ホームページを通じて電

子マニフェストへの加入方法や利用方法等の周知を図るとともに、操作説明会の開催など加入者サポートの充実を図る。

(4) 利便性向上のためのシステムの機能強化

- 1) 平成29年度に開発した電子マニフェストシステムの複数ブラウザ対応機能の運用を開始する。
- 2) 加入者からのシステム改善要望等に基づくシステムの機能強化を行う。

3. 電子マニフェストシステムの安定的な運営管理及び次期システム更新の検討

電子マニフェストシステムの安定した稼働を確保するとともに、外部からの不正アクセスの監視を強化し、引き続き、円滑かつ安定的な運営を維持する。

また、電子マニフェストシステムの次期システム機器更新（平成33年1月予定）に向け、さらに高度化、多様化するニーズに対応するとともに、一層の安全・安定運用の確立を目指し、同システムの再編を含む再構築の検討を進める。

4. 電子マニフェスト情報の有効活用の検討

電子化されたマニフェスト情報をビッグデータとして、産業廃棄物処理状況、資源循環の「見える化」等幅広く活用することを目指し、電子マニフェスト情報の集計・解析結果の提供等、電子マニフェスト情報の有効活用の検討に積極的に取り組む。

II 教育研修事業

1. 講習会事業

廃棄物処理法の関係規定に対応する以下の講習会を（公社）全国産業廃棄物連合会及び各都道府県産業廃棄物協会並びに（公社）日本医師会の協力のもとに、計画的に実施する。

- 1) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規、更新）（以下「新規講習会」、「更新講習会」という。） 6 課程
なお、新規講習会は、廃棄物の広域認定制度の適用を受けようとする者、使用済小型電子機器等の再資源化事業計画の認定を受けようとする者も受講対象として行う。
- 2) 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会及び医療関係機関等を対象にした特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会（以下「特管責任者講習会」という。） 2 課程
- 3) PCB廃棄物の収集運搬業作業従事者講習会（以下「PCB講習会」という。） 1 課程

(1) 講習会の開催計画

1) 新規講習会	132 回	14,150 名
2) 更新講習会	176 回	21,100 名
3) 特管責任者講習会	124 回	16,750 名
4) PCB講習会	7 回	850 名
計	439 回	52,850 名

(2) 委員会の開催

講習会を適切かつ円滑に実施するため、講習会に関する重要事項を審議する「教育研修運営委員会」、テキスト作成等に関する事項を審議する「テキスト作成委員会」及び修了試験問題等を審議する「講習会試験委員会」を各々2回開催する。

(3) インターネット申込みの普及拡大

引き続き、インターネットによる受講申込者の受講料の値引きを実施し、その普及拡大を図る。

2. 研修事業

排出企業を対象にした「産業廃棄物マネジメント研修会～廃棄物処理の基礎から実務まで～」を実施する。なお、一部については、関係団体等の協力を得て、建設業に特化した研修会として開催する。

また、事故由来放射性物質に汚染された廃棄物の処理に携わる処理業者等を対象にした「放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会」を引き続き実施する。

(1) 産業廃棄物マネジメント研修会	12 回	600 名
(2) 放射性物質汚染廃棄物の処理に関する講習会	2 回	100 名
計	14 回	700 名

III 感染性廃棄物容器評価事業

適正な感染性廃棄物容器の普及促進を図ることを目的として、JWセンターで定めた基準に則った評価を行うとともに、医療機関等の排出事業者に対して容器選定の参考情報の提供等を行う「感染性廃棄物容器評価事業」を実施する。

IV 調査事業

(1) 国内外の廃棄物情報の有効活用に関する先進事例を踏まえ、国、自治体、事業者等における電子マニフェスト情報の有効活用方策の検討のための調査を実施する。

(2) 資料の収集、関係会議への参加等を通じて、国内外の産業廃棄物・リサイクル等に関する情報を収集し、解析を行うとともに、その成果については、学会発表等を通じて広く情報提供を行う。

V 国際事業

アジア地域における循環型社会の形成に向けて、次の事業を実施する。

(1) 情報交換等の推進

日韓台ネットワーク会議を通じ、韓国、台湾等の電子マニフェスト実施機関等との交流、情報交換等を進めるとともに、アジア諸国の有害廃棄物等の管理に関する情報収集等を行う。

(2) 政府の関係事業への協力等

政府が実施する我が国循環産業の戦略的国際展開・支援事業について、関係団体等との連携を図りつつ、協力する。

VI 広報事業

1. JWセミナー、JW懇話会

産業廃棄物に関する話題を提供し、産業廃棄物の適正処理に向けた理解を広めるための「JWセミナー」及びJWセンターの役員等関係者間の情報交換を進めるための「JW懇話会」を実施する。

2. 機関誌の発行

JWセンターの事業に関する機関誌を発行する。なお、名称を「日廃振センター情報」から「JWセンター情報」に改める。

- (1) 発行回数 年4回（季刊）
- (2) 配布先 都道府県・政令市、関係団体等

3. 書籍の出版等

廃棄物処理に関する書籍の編集及び販売協力を行う。

- (1) 廃棄物処理法令（三段対照）・通知集（平成30年版）
- (2) 建設廃棄物適正処理マニュアル（平成23年8月初版）

4. ホームページ等による広報

電子マニフェスト事業、教育研修事業などJWセンターの活動、行政の動向、産業廃棄物の基礎知識、産業廃棄物処理に関する基礎データ等について、適宜ホームページに掲載するとともに、定期的なメールマガジンの送信により、JWセンター関係者（電子マニフェスト加入者や講習会等受講者を含む。）に対する情報提供を行う。

VII その他の公益事業等

1. 全国大会の開催

産業廃棄物関係3団体の共催による全国大会を開催する。

- (1) 名称 第17回 産業廃棄物と環境を考える全国大会
- (2) 開催日 平成30年11月16日（金）
- (3) 場所 石川県金沢市
- (4) 主催 （公社）全国産業廃棄物連合会
（公財）産業廃棄物処理事業振興財団
JWセンター

2. 産業廃棄物適正処理推進センター基金への出えん

廃棄物処理法第13条の15第1項に基づき設けられている産業廃棄物適正処理推進センター基金に、環境大臣からの平成30年度出えん要請に基づき、出えんする。

出えん額は、環境大臣の出えん要請額の範囲内で、理事会の承認を得た額とする。

3. JWセンターの業務・情報システムの再構築

講習会システムをはじめとするJWセンターの業務・情報システム及びホームページの再構築の検討を進める。

4. 情報セキュリティ対策の充実強化

JWセンターのより一層のセキュリティ対策の充実強化を図り、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）に関する国際規格であるISO27001の認証の取得を目指す。

VIII その他

1. 組織の改編

(1) 組織改編

電子マニフェスト電子化率50%到達、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者への電子マニフェストの使用の義務化の導入等、現下の状況を踏まえ、電子マニフェストの更なる普及、安定性・信頼性の向上や利用者サービスの充実を図るとともに、循環型社会や低炭素社会の実現に有効なビッグデータとしてのマニフェスト情報の利活用の推進を図るため、JWセンターの組織の改編を行う。

情報処理センター	→	電子マニフェストセンター
業務推進部	→	情報サービス部
システム開発運用部	→	情報システム部

(2) 改編時期

平成30年4月1日

2. 略称「JWセンター」について

事務連絡等の公文書以外の文書、業務用資料や電話の受発信時等において略称を用いるときは、「JWセンター」を使用することとし、広く周知を図る。